

【添付資料 2】

< サービス対価の支払いの考え方 >

1. サービス対価の支払い

- ・ 府教委は、契約締結後、事業契約書に定める額を、本事業のサービス対価として、割賦方式により受託事業者に対して支払う
- ・ 府教委と受託事業者は、入札価格をもって、サービス対価として契約を結ぶ。
- ・ 府教委は受託事業者に対し、サービスの提供開始後 13 年間にわたり入札価格を 26 等分した金額を半期毎に支払う
- ・ 府教委が各期に支払うサービス対価の内訳は以下の項目とする。
 - 空気調和設備の設計・調達・工事施工等に係る費用
 - 事前調査業務に係る費用
 - 設計業務に係る費用
 - 空気調和設備の設置及び関連工事等業務に係る費用
 - 工事監理業務に係る費用
 - 空気調和設備の提供・維持管理等に係る費用
 - 空気調和環境提供業務に係る費用
 - 維持管理業務に係る費用
 - 空気調和設備の使用についての適正化に関する指導業務に係る費用
 - 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用
 - 空気調和の稼働に必要なエネルギー調達業務に係る費用
- ・ 空気調和設備の移設業務に係る費用については、府教委は上記のサービス対価とは別途に受託事業者を支払うものとする。

2. サービス対価の変更

- ・ 府教委が各期に支払うサービス対価は、事業期間中、前項において示すサービス購入の内訳毎に変更されるものとする。
- ・ 「 空気調和設備の設計 調達・工事施工等に係る費用」については、事業期間中、サービス対価の変更を行わない。
- ・ 「 空気調和設備の提供 維持管理等に係る費用」については、事業期間中、物価の変動に応じてサービス対価の変更を行うことを想定している。変更方法の詳細については入札公告時に示す。
- ・ 「 空気調和設備の稼働に必要なエネルギー調達に係る費用」については、府教委の空気調和設備の使用状況及びエネルギーの単価の変動に応じて、サービス対価の変更を行うことを想定している。変更方法の詳細については入札公告時に示す。なお、サービス対価の変更方法の基本的な考え方については、別紙「各年度の光熱費に相当するサービス対価支払に関する考え方」を示したところであるが、事業者の意見を踏まえ、変更する場合がある。

3. サービス対価の支払い手続き

- ・ 府教委は、半期の終了後に受託事業者が事業契約に定める適切なサービスを提供したかについての確認を行い、適切である旨を確認の上、当該半期に対応するサービス対価を受託事業者に支払うものとする。確認及び支払い手続きの詳細については入札公告時に示す。

4. その他

- ・ サービス対価の支払いについて、府教委の現在の考え方を提示することとしたが、特に、光熱費に相当するサービス対価支払いに関する考え方については、「実施に関する方針等に関する意見書」により事業者からの意見を求める。

(別紙)

各年度の光熱費に相当するサービス対価支払に関する考え方

1. サービス対価支払に関する基本原則

各年度の光熱費に相当するサービス対価支払については、以下を基本原則とする。

(基本原則)

- ・ サービス対価の支払は、精算対象エネルギー使用量及び各年度のエネルギー単価をもとに算出する。
- ・ 精算対象エネルギー使用量は、予定エネルギー使用量、稼働予定時間と、実績エネルギー使用量、稼働実績時間により設定する。
- ・ 精算の基本単位は各年度の学校別、月別毎とし、事業全体はその積み上げとする。
- ・ 受託事業者との精算時期は各年度 1回とする。
- ・ 各年度の予定エネルギー使用量、稼働予定時間は、前年度実績をもとに府教委と受託事業者との協議により適宜見直すことを想定する。

2. サービス対価支払の根拠とする精算対象エネルギー使用量の設定方法

(1) 精算対象エネルギー使用量設定の考え方

サービス対価支払の根拠として、精算対象エネルギー使用量を設定する。この使用量は実際に使った実績エネルギー使用量ではないので注意すること。

具体的には、学校別月別の実績エネルギー使用量が、予め設定した予定エネルギー使用量の 90% 未満の場合、90%以上 110%以内の場合、110%を超えた場合、の3ケース毎に算定方法を設定する。

これにより算定される各府立高校の精算対象エネルギー使用量をもとに、学校単位で積み上げ、最終的には年度単位あるいは半期単位での全校精算対象エネルギー使用量を決定する。

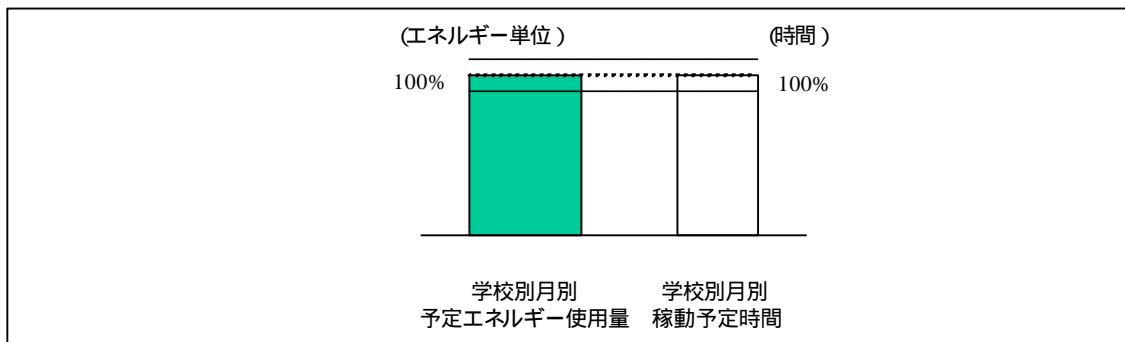
図表 年度単位の精算対象エネルギー使用量の決定方法イメージ

各校単位	月毎	年度合計
A校		
B校		
C校		
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
全校合計		

(2) 月別学校別精算対象エネルギー使用量の決定方法

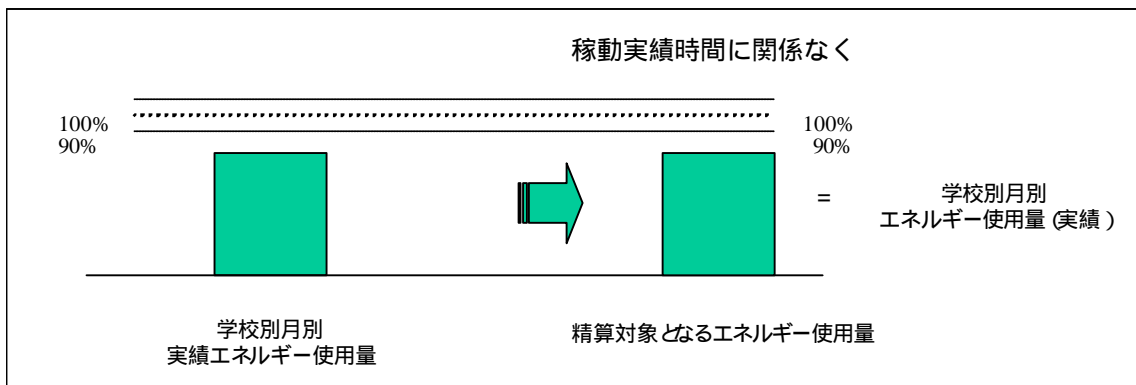
予め、学校別月別の予定エネルギー使用量と稼働予定時間を設定し、実績との差異により精算対象エネルギー使用量を決定する。

図表 予め設定した学校別月別予定エネルギー使用量と稼働予定時間



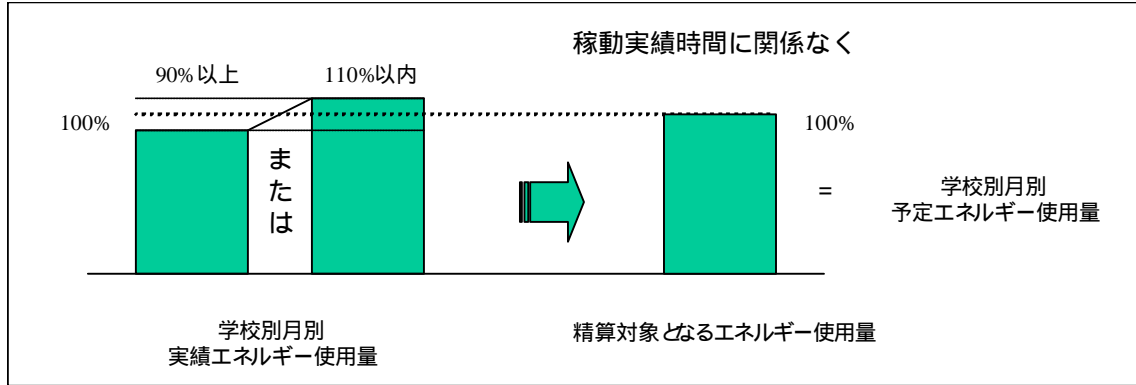
実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%未満の場合
 この場合、稼働実績時間に関係なく、精算対象エネルギー使用量は実績エネルギー使用量と同じとする。

図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%未満の場合



実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%以上110%以内の場合
 この場合、稼動実績時間に関係なく、精算対象エネルギー使用量は予定エネルギー使用量と同じ量とする。

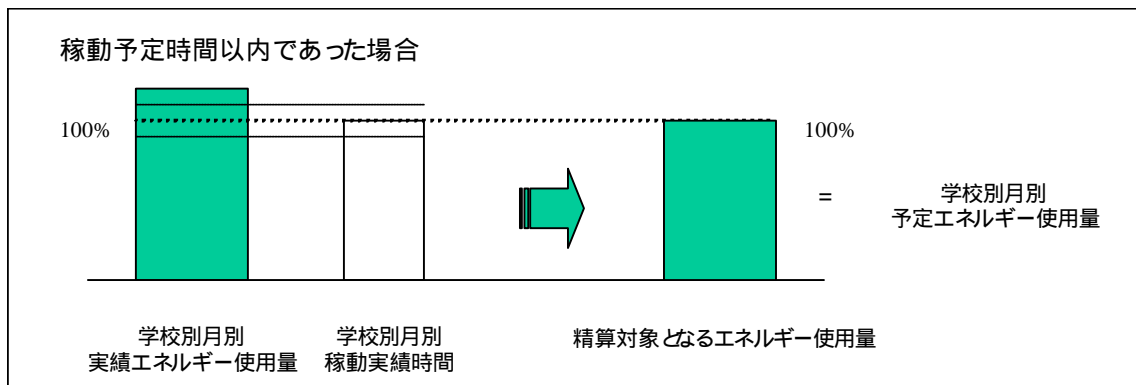
図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の90%以上110%以内の場合



実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超えた場合
 この場合、稼動実績時間が予定時間以内であった場合とそれを超えた場合の2通りで精算対象エネルギー使用量の設定方法が異なる。

- a 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ稼動実績時間が稼動予定時間以内であった場合
 この場合、精算対象エネルギー使用量は予定エネルギー使用量と同じ量とする。

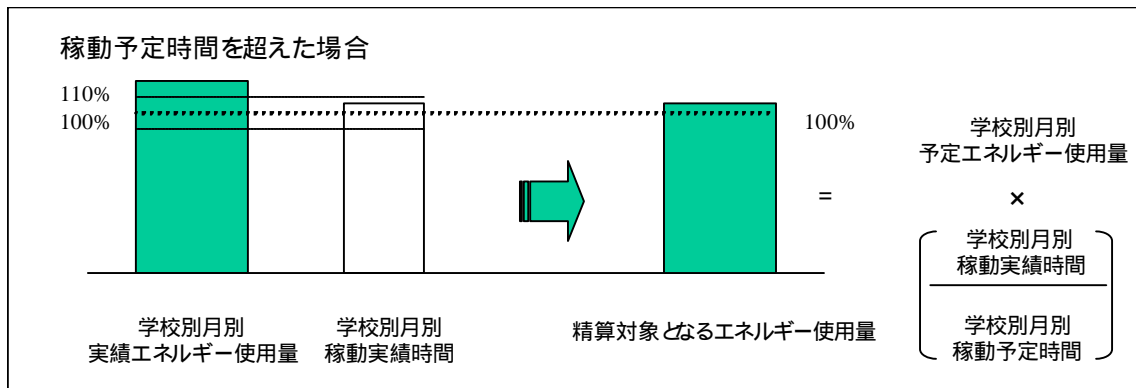
図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ稼動実績時間が稼動予定時間以内であった場合



- b 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の110%を超え、かつ稼働実績時間が稼働予定時間を超えた場合

この場合、精算対象エネルギー使用量は稼働実績時間に比例して算出するが、実績エネルギー量を限度とする。

図表 実績エネルギー使用量が、予定エネルギー使用量の 110% を超え、かつ稼働実績時間が稼働予定時間を超えた場合



3. 精算対象エネルギー使用量に基づく各年サービス対価算出の方法

以上の考え方及び方法をもって設定した精算対象エネルギー使用量をもとに、各年度の光熱費に相当するサービス対価の算出を行う

入札段階における当初の各年度の光熱費に相当するサービス対価については、予定エネルギー使用量と基準時点におけるエネルギー価格(基本料金及び従量料金部分の単価)により、学校別月別のエネルギー価格を算出し、それをもって学校別月別予定サービス対価(光熱費相当分)とし、その学校別・月別の積み上げにより算出する。

実施時の各年度の光熱費に相当するサービス対価については、精算対象エネルギー使用量とエネルギー使用時点におけるエネルギー価格(基本料金及び従量料金部分の単価)により、学校別月別のエネルギー価格を算出し、それをもって学校別月別決定サービス対価(光熱費相当分)とし、その学校別・月別の積み上げにより算出する。

光熱費相当分の各年度予定サービス対価と光熱費相当分の各年度決定サービス対価の差を精算対象とする。精算方法については、今後、検討する。

なお、本事業を実施するにあたり、複数のエネルギーを使用する場合、エネルギー種類毎に当該方法により計算し合算することとする。

なお、光熱費相当分のサービス対価には、本事業の実施に伴い、各府立高校に生じるエネルギー料金の基本料金等の追加費用を含むものとする。